

令和6年度 貸金業トピックス

バックナンバー

掲載月	内容
8月	<p>○ デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて</p> <p>国において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、各種アナログ規制の見直しが進められているところですが、それに伴い貸金業法および貸金業法施行規則の一部改正が令和6年4月1日をもって施行されました。</p> <p>今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであるため、大阪府知事登録貸金業者におかれましては、適切に対応をお願いします。</p> <p>なお、今般の改正に当たっては、一定の適用除外を設けられていますので、詳しくは通知文をご参照ください。</p> <p>(参考) 通知文「<u>デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて(通知)</u>」 (PDF: 107KB) (令和6年8月2日付)</p>
7月	<p>○ 令和6年度 貸金業務取扱主任者試験の受験申込について</p> <ul style="list-style-type: none">● 令和6年度の貸金業務取扱主任者資格試験の受験申込の受付期間は、以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none">・ 郵送申込：令和6年7月1日(月)から同年9月10日(火)当日消印有効・ インターネット申込：令和6年7月1日(月)から同年9月10日(火)17時まで<ul style="list-style-type: none">・ 試験日：令和6年11月17日(日)・ 合格発表日：令和7年1月10日(金) <p>詳しくは日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。 https://www.j-fsa.or.jp/chief/qualifying_exam/</p> <p>(参考) 貸金業務取扱主任者の更新手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none">● 貸金業務取扱主任者の登録更新を受けようとする方は、登録の有効期限の2ヵ月前までに登録の更新の申請を行う必要があり、申請にあっては、更新申請前の6ヵ月以内に、日本貸金業協会が実施する登録講習の「修了証明書」を添付する必要があります。 講習を受講したのみでは「更新扱い」とはなりませんのでご注意ください。 <p>主任者登録の更新に関する詳しい情報は、日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。 https://www.j-fsa.or.jp/chief/chief_regist/renew.php</p>